

協会けんぽTimes

KYOKAI KENPO
TOKYO
令和6年
3月号



東京支部からのお知らせ

●職場の皆様で回覧をお願いします

早めの受診で
生活改善!

令和6年4月より

令和6年度 健康診断が始まります!

協会けんぽでは、35歳から74歳の被保険者(ご本人)向けに生活習慣病予防健診、40歳から74歳の被扶養者(ご家族)向けに特定健康診査をご用意しています。自分のため、ご家族のため、一年に一度は健診を受診しましょう。

生活習慣病予防健診(被保険者向け)

対象年齢 35歳から74歳

自己負担額 (最高) **5,282円**

※協会けんぽの補助がない場合 18,865円

■労働安全衛生法上の定期健康診断の代わりとなりますので、健診費用を抑えることができます。

●付加健診[※]対象年齢の拡大!

令和6年度から
変更となります

(R6.3月まで)
40歳、50歳時 (R6.4月から)

➡ **40歳、45歳、50歳、55歳、
60歳、65歳、70歳**

※節目の年齢における、超音波検査や眼底検査等の、より詳細な健診です。
自己負担額(最高)2,689円

特定健康診査(被扶養者向け)

対象年齢 40歳から74歳

自己負担額 都内約230カ所の健診機関で無料

※一部の健診機関では、約3,000円から5,000円

●4月に受診券がご自宅に届きます!

被保険者のご自宅宛にお送りします。
健診の際に必ず必要となります
ので、紛失されないよう
ご注意ください。



令和6年度東京支部保険料率のご案内

協会けんぽ東京支部の保険料率が決定しましたので、お知らせします。

健康保険料率、介護保険料率とも、令和6年3月分(4月納付分)から、次のとおり変更となります。

健康保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで **10.00%**

健康保険料率

令和6年3月分(4月納付分)から **9.98%**

介護保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで **1.82%**

介護保険料率

令和6年3月分(4月納付分)から **1.60%**

保険料額表は協会けんぽホームページよりご確認ください。

詳しくはこちら▶



令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金の支払いの免除について

令和6年能登半島地震による災害の被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方やそのご家族に、心よりお悔やみ申し上げます。

令和6年能登半島地震により被害を受けられた加入者の皆様につきまして、医療機関窓口における一部負担金の支払いの免除を行っております。

なお、免除対象となる方が既に医療機関窓口等で一部負担金のお支払いをされている場合は、お支払いいただいた一部負担金の還付を行います。

免除対象者等、詳細は協会ホームページをご確認ください。

詳細はこちら▶



退職後の健康保険についてのご案内

74歳までの被保険者(ご本人)が退職などで健康保険の資格を喪失した場合は、ご自身で次に加入する健康保険を選択し、加入のお手続きを行う必要があります。

健康保険の種類	国民健康保険	協会けんぽの任意継続(被保険者)	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
加入条件	お住まいの市区町村役場へご相談ください	協会ホームページをご確認ください(右記二次元コード)	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります
保険料	前年度の所得や家族構成で決定 ※離職理由などにより保険料が減免されることがあります	在職時の約2倍(上限あり) ※保険料は毎年見直され変更することがあります	負担なし

算定方法の違い等により保険料が異なります



任意継続について
詳細はこちら

令和6年12月2日に
保険証は廃止されます

今から使おう!マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】



 全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

発行元

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111(代表)

•協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください

協会けんぽTimesの最新号は
協会けんぽのホームページでもご覧いただけます
毎月25日頃更新中!

令和6年3月号

